

-日本私立学校振興・共済事業団-

私立大学等経常費補助金の経理が不当

3件 不当金額 892万円

(前年度 4件 2368万円)

1 補助金の概要

日本私立学校振興・共済事業団は、国の補助金を財源として、私立大学等における教育又は研究に要する経常的経費に充てるために学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。^(注)

この補助金のうち一般補助の額は、専任教員等の数、専任職員数、学生数や各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案した増減率等に基づいて算定することとなっている。

このほか、特別補助として、私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興等のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付している。特別補助の対象となる項目には「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」、「大学間連携等による共同研究」等がある。このうち「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」については、新型コロナウイルス感染症の直接的、間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対し、補助要件に該当する入学料・授業料減免等の給付事業等を実施している私立大学等を対象に、当該事業に係る所要経費の2/3以内の額を増額するものである。また、「大学間連携等による共同研究」については、特定の研究課題について産業界等又は国内外の大学等と組織的な共同研究環境を整備し、1研究課題当たりの所要経費が大学にあっては100万円以上、短期大学及び高等専門学校にあっては60万円以上の共同研究を実施している私立大学等に対して、当該共同研究に係る所要経費の区分に応じて定められた額を増額するものである。そして、対象となる経費は、当該共同研究の遂行等に直接必要な経費とし、直接関係しないものについては除外する。また、共同研究の遂行に当たり収入がある場合には、その額を所要経費から差し引くこととなっている。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

2 検査の結果

3学校法人は、事業団に提出した算定資料において、一般補助について賃金を「職員人件費(兼務職員)」で会計処理しておらず教育研究補助者の補助要件を満たしていないポスト・ドクターを算定対象に含めていたり、特別補助のうちの「大学間連携等による共同研究」について共同研究の遂行に当たって生じた収入を所要経費から差し引いていなかったり、「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」について誤って授業料減免等の実施見込額を所要経費に含めていたりなどしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していたため、補助金計892万円が過大に交付されていて不当と認められる。

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める 補助金額	摘要
学校法人昭和大学 (東京都品川区)	令和元年2月	円 57億1408万 58億7763万	円 100万 243万	特別補助において所要経費から収入が差し引かれていなかったものなど (昭和大学)
学校法人早稲田大学 (東京都新宿区)	2	90億9837万	293万	特別補助において授業料減免等の実施見込額が所要経費に含まれていたもの (早稲田大学)
学校法人藤田学園 (愛知県豊明市)	元2	27億6881万 29億8847万	124万 131万	一般補助において算定対象とならない教育研究補助者が含まれていたもの (藤田医科大学)
3事業主体		264億4738万	892万	